

## 令和7年2月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和7年2月10日（月） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、  
榮恵、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、  
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：松永雄治

事務局出席者：永田智紀、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会 長 挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長  
議事録署名人として、村上卓也委員、榮恵委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 28 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 29 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 30 号 農地法第4条の届出について
- (4) 報告第 31 号 農地法第5条の届出について
- (5) 議案第 41 号 農地法第3条の許可申請について
- (6) 議案第 42 号 農地法第5条の許可申請について
- (7) 議案第 43 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (8) 議案第 44 号 農用地利用集積等促進計画承認申請について
- (9) 議案第 45 号 農用地利用集積等促進計画（更新・再配分）について

5. そ の 他

6. 閉 会

### ○報告第28号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第28号農地法第18条第6項による届出の通知が2件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第28号農地法第18条第6項による届出を2件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は上仲間地区。地目については農振農用地の田が6筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載の通りです。解約事由につきましては、売買のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。2ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は3ページになります。申請番号2番です。所在は北甘木地区。地目については農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載の通りです。解約事由につきましては、耕作者変更のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。4ページに申請地の位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意による解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

### ○報告第29号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第29号農地法第3条の規定による届出の通知が4件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は5ページになります。報告第29号農地法第3条の規定による届出を4件ご報告をいたします。

申請番号1番です。所在は鯉地区。地目については田が6筆と畑が1筆の計7筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は6ページになります。申請番号2番です。所在は井寺地区および上六嘉地区。地目については田が4筆と畑が5筆の計9筆で、合計

面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は7ページになります。申請番号3番です。所在は北甘木地区。地目については畑が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は8ページになります。申請番号4番です。所在は上島地区。地目については田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第30号 農地法第4条の届出について

(議長) 続きまして、報告第30号農地法第4条の届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は9ページになります。報告第30号農地法第4条の届出を1件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は上島地区。農振地域外の田が2筆で、合計面積は記載の通りとなっております。申請人は記載の通りです。転用事由については共同住宅となっております。

10ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第31号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第31号農地法第5条の届出が2件ございます。

事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は11ページになります。報告第31号農地法第5条の届出を2件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が1筆で、合計面積は記載の通りとなっております。譲渡人・譲受人は記載の通りです。転用事由については資材置場となっております。

12ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。

続きまして、資料は13ページになります。申請番号2番です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が3筆で、合計面積は記載の通りとなっております。譲渡人・譲受人は記載の通りです。転用事由については個人住宅となっております。

14ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○議案第41号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第41号農地法第3条の規定による許可申請が2件ございます。申請番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は15ページになります。議案第41号農地法第3条の許可申請が2件ございます。

申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上六嘉地区。農振地域内農用地区域外の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。16ページに申請地の位置図、17ページに現地の写真を載せております。18ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われま。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございません

でしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は19ページになります。申請番号2番です。有償による所有権移転の案件です。所在は犬渕地区。農振農用地の田が2筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。20ページに申請地の位置図、21ページに現地の写真を載せております。22ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われま。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

#### ○議案第42号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第42号農地法第5条の規定による許可申請が1件ございます。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は23ページになります。申請番号1番です。議案第42号農地

法第5条の許可申請が1件ございます。所在は上六嘉地区。農振地域内農用地区域外の畑が2筆、合計面積は記載の通りとなっております。譲渡人・譲受人については記載の通りです。申請事由は個人住宅となります。24ページに位置図、25ページに土地利用計画図を載せております。雨水におきましては集水枡の設置、生活雑排水につきましては公共下水道への接続となります。26ページに現地の写真を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いします。

(福永委員) 1月30日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地になると思われれます。また、申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。申請地の東側に農地が隣接していますが、農地耕作者には十分な説明がなされており、境界部分にはブロック塀を新設されるため、支障はないものと思われれます。個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は27ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第1種農地であり、目的は個人住宅となります。農地区分と転用目的は適当、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性もあり、計画面積の妥当性も適当と判断しております。また、周辺の農地等にかかる営農条件への支障もないものと認められます。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。  
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

### ○議案第43号 農用地利用集積計画承認について

(議長) 続きまして、議案第43号基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が4件ございます。まず、申請番号1番について事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は28ページになります。議案第43号基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が4件ございます。

申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。29ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。続きまして、申請番号2番になりますが、中津委員の案件になりますので、中津委員の退席をお願いします。

(中津委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は30ページになります。申請番号2番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。31ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。中津委員の入室を許可します。

(中津委員入室)

中津委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(中津委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、申請番号3番と4番について事務局より一括して説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は32ページになります。申請番号3番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日となっております。33ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は34ページになります。申請番号4番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日となっております。35ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につき

まして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で 2 件を承認・可決いたします。

#### ○議案第 4 4 号 農用地利用集積等促進計画承認について

(議長) 続きまして、議案第 4 4 号農用地利用集積等促進計画の承認申請が 2 件ございます。まず申請番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 3 6 ページになります。議案第 4 4 号農用地利用集積等促進計画の承認申請が 2 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和 7 年 3 月 1 0 日から令和 1 2 年 3 月 9 日となっております。3 7 ページに申請地の位置図を載せております。  
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。続きまして、申請番号 2 番になりますが、中津委員の案件になりますので、中津委員の退席をお願いします。

(中津委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は38ページになります。申請番号2番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については使用貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日となっております。39ページに申請地の位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。  
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。中津委員の入室を許可します。

(中津委員入室)

中津委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(中津委員) どうもありがとうございました。

#### ○議案第45号 農用地利用集積等促進計画(更新・再配分)について

(議長) 続きまして、議案第45号農用地利用集積等促進計画(更新・再配分)の承認申請が4件ございます。まず申請番号1番から4番につきまして事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますので、よろしく願いいたします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は40ページになります。議案第45号農用地利用集積等促進計画(更新・再配分)の承認申請が4件ございます。  
申請番号1番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。利用目的については貸借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は令和7年3月

1日から令和12年2月28日となっております。41ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は42ページになります。申請番号2番です。所在は下六嘉地区および鯉地区。農振農用地の田が6筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。利用目的については使用貸借権および賃貸借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日となっております。43ページから45ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は46ページになります。申請番号3番です。所在は上島地区。農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日となっております。47ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は48ページになります。申請番号4番です。所在は上島地区。農振農用地の田が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の再配分、借賃については記載のとおり。期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日となっております。49ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は3月10日の月曜9時00分からを予定したいと思います。

他になければ、これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和7年2月10日

会長 下 田 司

委員 村 上 卓 也

委員 榮 恵